

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則をここに公布する。

令和4年3月23日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教委規則第1号

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則

(四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課 教育施設課 (略) 学校教育課 (略)</p> <p>人権・同和教育課 指導課 (略) 教育支援課 2から5まで (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略) 教育監 (略) 教育総務課 (1)から(6)まで (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課 教育施設課 (略) 学校教育課 (略) <u>社会教育・文化財課</u> 人権・同和教育課 指導課 (略) 教育支援課 2から5まで (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略) 教育監 (略) 教育総務課 (1)から(6)まで (略)</p>

(7) 委員会の所管に属する会計年度任用職員に関すること。

(8)から(16)まで (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 社会教育の連絡に関すること。

(20) 学校施設開放に関すること。

(21) (略)

(22) (略)

教育施設課 (略)

学校教育課 (略)

人権・同和教育課 (略)

(7) 委員会の所管に属する嘱託の委嘱及び解嘱に関すること。

(8)から(16)まで (略)

(17) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

教育施設課 (略)

学校教育課 (略)

社会教育・文化財課

(1) 文化財の調査及び研究に関すること。

(2) 文化財の保存及び活用に関すること。

(3) 文化財の資料収集に関すること。

(4) 文化財の保存施設に関すること。

(5) 市指定文化財の指定及び解除並びに管理に関すること。

(6) 文化財保護審議会に関すること。

(7) 国・県指定文化財の管理に関すること。

(8) その他文化財の保護に関すること。

(9) 社会教育委員に関すること。

(10) 学校施設開放に関すること。

(11) その他社会教育に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

人権・同和教育課 (略)

指導課 (略)	指導課 (略)
教育支援課	教育支援課
(1)から(9)まで (略)	(1)から(9)まで (略)
<u>(10) 登校サポートセンターに関するこ と。</u>	
(11) (略)	(10) (略)

(四日市市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 四日市市教育委員会事務委任規則（昭和39年四日市市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委任事項)	(委任事項)
第2条 委員会は次に掲げる事項を除き、その事務を教育長に委任する。	第2条 委員会は次に掲げる事項を除き、その事務を教育長に委任する。
(1)から(13)まで (略)	(1)から(13)まで (略)
	<u>(14) 文化財の指定及び解除を行うこ と。</u>
(14) (略)	(15) (略)
(15) (略)	(16) (略)
(16) (略)	(17) (略)

(四日市市文化財保護条例施行規則の廃止)

第3条 四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

(四日市市文化財保護審議会運営規則の廃止)

第4条 四日市市文化財保護審議会運営規則（平成5年四日市市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

(四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の廃止)

第5条 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成30年四日市市教育委員会

規則第 1 号) は、廃止する。

(四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則の廃止)

第 6 条 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則 (平成 22 年四日市市教育委員会規則第 5 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。